

第6回 定例総会議事録

1. 日 時	令和6年9月10日（火）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子
4. 欠席委員	
1名	14番 村上 枝里
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第6回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第6回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に7番長尾委員さん、13番黒木委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から南西へ約3.3kmの距離に位置した農地であり、現地の2筆はカキ、クリ、ウメ、1筆はサトイモが栽培され、1筆は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において2筆はカキ、クリ、ウメ、2筆はブルーベリーを栽培予定です。農機具は手持ち草刈機を1台所有しており、トラクター、乗用草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約89aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から南東へ約350mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計</p>

<p>議長</p>	<p>画です。譲受人は、申請地においてダイコン、キャベツ、ハクサイを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各1台所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約9a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は一部にカキ、イチジク、ビワ、キウイ等の果樹が栽培されており、その他は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において既存の果樹のほか、ジャガイモ、サツマイモ、タマネギを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議</p>

7番長尾委員	<p>会での意見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地の1筆は耕起されており、2筆は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキャベツ、ハクサイ、ジャガイモを栽培予定です。農機具はトラクターを3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2.3haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について、関連する非農地決定の取消の審議を行います。</p> <p>25ページ 第8号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取り消し 1番について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>25ページをご覧ください。1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。平成26年12月26日に開催された第34回農地部会議案にて非農地決定をいただいておりますが、取消理由にありますように、耕作目的で農地を整備したとのことで、今回の現地調査の結果、復元されておりました。非農地決定の取消後は3条の許可申請が出ております。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定の取消相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第8号議案について採決します。</p> <p>第8号議案について、非農地決定を取り消しすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第8号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>では戻りまして、3ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地の1筆はクリの木が1本ありましたがその他は膝丈程度の雑草が生えており、1筆は膝丈程度の雑草、1筆は樹木が伐採されていましたが腰丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてプラム及びホウレンソウ、ジャガイモ、ダイコン等の露地野菜を栽培予定です。農機具は小型耕うん機、軽トラックを各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約12aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ4ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から東へ約550mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、営農法人が農業用の進入路及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、5ページ 第2号議案 農地競売・公売買受適格証明願（農地法第3条許可）について審議します。</p> <p>1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約1.5kmの距離に位置した農地

<p>議長</p>	<p>であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は管理機、草刈機を各2台、ハンマーナイフ、動力噴霧器を各1台所有しており、コンバインを1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約96aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第2号議案は証明の発行を承認することとします。</p> <p>次に、6ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>5番秋吉委員</p>	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機、乾燥機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は</p>

議長	<p>約6.2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の7ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>8ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の使用賃借権での再設定となります。</p> <p>9ページ 1番です。9ページから10ページは一連の案件になります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p>

	<p>次に、11ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>所有権移転 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南西へ約1.4kmの距離に点在した農地であり、現地の1筆はピーマン、オクラが、2筆はサトイモ、ナス等が栽培されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてキャベツ、サトイモ等の野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機を2台、発動機を1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約17aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ12ページ 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から北東へ約750mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、草刈機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約2.7haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

議長	<p>見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ13ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地はガラス温室が建っており保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において多肉植物を栽培予定です。農機具は草刈機、噴霧器を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約11aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南東へ約520mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は解除条件付き法人で、申請地において</p>

<p>議長</p>	<p>ピーマン、ナス、インゲン、カボチャ、ダイコン、ホウレンソウ、ブロッコリーを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、中耕機、軽トラック、防除機を各2台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.3ha となります。申請地の内1筆は、一部道路がありましたので、その分を除いているということです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ14ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、高田小学校から西へ約500m の距離に位置した農地であり、現地は木が生い茂っていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてピーマン、ニンニクを栽培予定です。農機具は草刈機、耕うん機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約17a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、次の15ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の使用賃借権での再設定となります。</p> <p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の使用賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第5号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上冬田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約9.5ha となります。</p>

議長	<p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は承認します。</p> <p>次に、19ページ 第6号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1986年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南西へ約160mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1990年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容のうち1筆は1983年頃から耕作放棄により原野化しており、1筆は1980年頃から擁壁として、2筆は1970年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から</p>

	<p>南へ約1.2kmの範囲に点在した農地であり、1筆は耕作放棄により原野化、1筆は擁壁として、2筆は宅地として利用されていました。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1996年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1977年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は更地になっており、面積が矮小なことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1972年頃から進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p>
	<p>第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、23ページ 第7号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議について審議します。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、寒田小学校から南西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、寒田区自治会が地区集会所として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建築業を営む法人が資材置場、駐車場、休憩場、トイレの設置場所として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ24ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から北へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会医療法人が運営する病院の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は承認します。</p> <p>次の、25ページ 第8号議案は、第1号議案に関連して審議していますので、26ページからの 第9号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>26ページから29ページです。農地法第3条の3の届出で、相続と時効に</p>

	<p>より農地を取得した届出が、合計で4件出ています。</p> <p>30ページ、31ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で3件出ています。</p> <p>32ページです。特定農地貸付法に基づく市民農園の廃止についての届出が、合計で1件出ています。令和6年6月30日をもって市民農園の廃園届が市の農政課に提出されました。廃園理由については、ポンプの定期的な維持管理が困難、体調不良等となっております。市民農園開設時には農業委員会からの承認が必要ですが、廃止時には貸付協定を締結している市の農政課に廃園届を提出するだけとなることから、今回は報告事項として掲載しています。</p> <p>33ページから37ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で45件出ています。</p> <p>38ページです。同じく農地法第5条第1項第6号の届出ですが、こちらは一時転用です。市街化区域内農地において権利移動を伴う一時転用の届出が、合計で1件出ています。</p> <p>最後は、39ページ、40ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で5件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第6回定例総会を閉会します。</p>